

<一般委託>

市立学校給水施設点検及び清掃業務委託(一般委託)仕様書

市立学校給水施設点検及び清掃業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	学校給水施設のうち、飲料水用の高架(高置)水槽・受水槽、プール水位調整用水槽の清掃、点検及び調整等を行うものである。
2	履行期間	契約締結日から令和2年12月28日まで
3	施行場所	追浜小学校ほか(別紙一覧表のとおり)
4	業務内容	別紙1(給水施設点検及び清掃業務委託 業務内容)による
5	特記事項	
6	関係法規	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第14条(清掃) ・同条例第15条(大津中・長沢中) ・学校保健安全法第6条第2項(水質検査) ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条(諏訪小) ・建築基準法第12条(設備点検)
7	資格要件	
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 遊離残留塩素濃度を現場で確認し、水質基準である0.1mg/lに満たない場合は至急学校管理課に連絡をいれること。 2. 本契約には、その場で修理調整が可能な軽易な補修を含む。ただし、費用が嵩むと思われる補修については、見積書を添えて教育委員会へ報告する。内容によっては教育委員会の指示により補修し別途精算するものとする。 3. この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	教育委員会教育総務部学校管理課 濱田 電話 822-8534

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

市立学校給水施設点検及び清掃業務委託 業務内容

1. 作業前の清掃用具消毒
2. 作業後の水道不具合時の原因切り分けのため、作業前に高架水槽の設置してある校舎各階の水道蛇口から水が正常に出ることを確認すること。また、不具合がある場合は、作業前に学校長もしくは教頭等に立会いを求めること。
3. 施設の外観点検
 - ・水槽の周囲・本体・上部・内部の状態
 - ・通気管、ドレン管口、オーバーフロー管等の防虫網点検、取付け（別図参照）
 - ・水抜管の状態
 - ・給水管等の状態（他の配管設備との連結）
4. 槽内の周壁、底部の汚れ除去
5. 槽内パイプ類の錆び落とし、防錆措置
6. 清掃後、槽内の消毒 2 回
7. 高置水槽の外壁、上面の清掃
8. ボールタップの点検
9. 電極棒の点検
10. 満減水警報装置作動の確認
11. 屋外の鍵の保護（水抜き穴のあるビニールで被覆し太輪ゴムで止める）
12. 実容量の確認
13. 建築基準法 12 条に基づく飲料用の給水タンクおよび貯水タンクの点検
14. その他点検及び清掃に必要なもの
15. 報告書を提出すること。

報告書には、上記委託業務内容事項の結果、作業時間及び使用薬剤名等を明記すること。

添付する写真については下記項目を必要とする。

- 清掃用具消毒中
- 水槽外観の洗浄前（地下式は不要）
- 水槽外観の洗浄中（地下式は不要）
- 水槽外観の洗浄後（地下式は不要）
- 水槽内の清掃前
- 水槽内の清掃後
- 槽内消毒中
- ボールタップの状態

○電極棒の状態

○不良報告箇所（不良がわかるように理由を赤字で記載すること）

16. 全槽水質検査の実施及びその結果の提出。（水質検査報告書）

水質検査の分析項目と基準値は下記の通りとする。また、水質検査の方法は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）により実施すること。特に、採水後、規定の時間内に検査を実施すること。

水質検査実施項目一覧（学校環境衛生基準等）

分析項目	基準値
一般細菌（個／m l）	100個／m l以下であること
大腸菌	検出されないこと
塩化物イオン	200mg／l以下であること
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg／l以下であること
pH値	5.8以上8.6以下であること
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5度以下であること
濁度	2度以下であること
遊離残留塩素	0.1mg／l以上であること
鉄及びその化合物	0.3mg／l以下であること
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg／l以下であること
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素（mg／l）	10mg／l以下であること
亜硝酸態窒素（mg／l）	0.04mg mg／l以下であること

17. 水質検査を行う試料の採水は、清掃後の給水管内の残留物が入らないように、校舎の水道蛇口から、5分間程度放水した後に行うこと。

18. 報告書は学校管理課に全校分、各学校にそれぞれ1部提出すること。

（水質検査報告書は写しを学校に提出するものとし、原本を学校管理課に提出する）

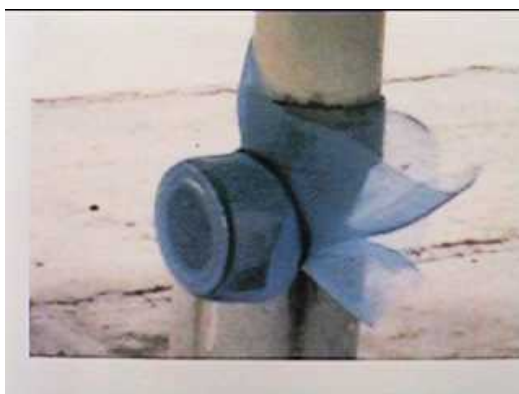
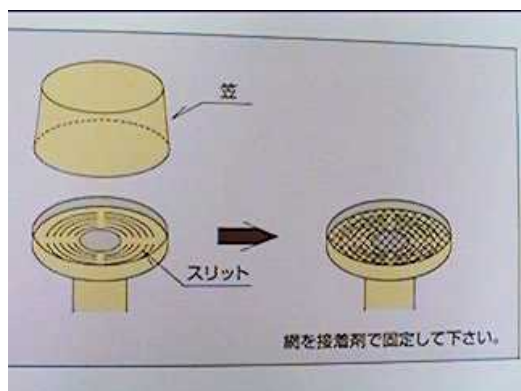
19. 水槽内の水張り終了後、水槽の機能が全て正常であること、また、水槽の設置してある校舎各階の水道蛇口から水が正常に出ることを確認した上で、学校職員の立会いを求めること。報告書内もしくは学校管理課が渡す確認印表に、学校長もしくは教頭等に終了の確認印もしくはサインをもらうこと。

20. 作業員の衛生管理を徹底すること。

21. 点検後に水槽の機能が復旧しない、水槽の設置してある校舎各階の水道蛇口から水が正常に出ない等、緊急を要する不良が見られる場合は、速やかに学校長及び教頭、学校管理課まで連絡を行うこと。

22. 受託者の過失により、給水施設に修繕が発生した場合は、受託者がその費用を負担するものとする。
23. 本市監督員、学校職員が点検後の水槽内の状況を確認する申出があれば、受託者は協力するものとする。
24. 作業日時等について学校と十分協議し、作業日程予定表を教育委員会へ提出すること。
25. 高架水槽の鍵など、作業の際に必要な物品等は必ず事前に学校と協議、調整のうえ、準備を行うこと。
26. 不良箇所の一覧表を作成し、学校管理課に提出すること。

(別 図)



給水施設一覧表

No.	学校名	所在	水槽(t)	高置水槽(有効)		
				○数字は架台付き ()は棟名の略		
1	追浜 小学校	鷹取2-16-1		(第1)4.2	(B)3.0	
2	夏島 小学校	浦郷町4-35		4.2		
3	浦郷 小学校	追浜東町2-14		(第3)2.36	(第4)1.0	
4	鷹取 小学校	湘南鷹取4-7-1		(管東)4.2	(管中)4.2	(新)2.3
5	船越 小学校	船越町 5-34		3.0		
6	長浦 小学校	安針台3-1		6.0		
7	桜 小学校	坂本町1-19		(A)6.0	(B)6.0(便所洗浄用)	
8	諏訪 小学校	小川町18	* プール65			
9	山崎 小学校	三春町6-4		(A)2.7	(B)4.8	
10	鶴久保 小学校	不入斗町1-1		(第1)6.4	(第2)3.2	
11	公郷 小学校	公郷町4-5		(第1)3.2	(第2)3.5	(第3)4.7
12	池上 小学校	池上3-5-1		4.2		
13	城北 小学校	平作1-6-1		(第1)4.0	(第2)6.0	
14	衣笠 小学校	小矢部2-16-1		(東)2.3	(西)2.7	
15	大矢部 小学校	大矢部3-26-1		7.5		
16	森崎 小学校	森崎3-13-1		(新)2.41	(本)2.41	
17	大津 小学校	大津町3-25		(第1西)4.0	(第1)3.4	(第2)4.0
18	根岸 小学校	大津町5-11		6.2		
19	走水 小学校	走水2-2-2		4.5		
20	馬堀 小学校	馬堀町4-25		(新)6.0	(本)3.0	
21	望洋 小学校	桜が丘1-50-1		(教)6.0	(管)4.2	
22	浦賀 小学校	浦賀3-8-1		6.0		
23	小原台 小学校	小原台 3-1		(A)4.2	(B)3.3	
24	鴨居 小学校	鴨居3-1-6		(第1)3.1	(第2)3.0	(第3)6.0
25	高坂 小学校	西浦賀3-1-1		(中)6.2	(新)2.3	
26	岩戸 小学校	岩戸5-20-1		(東)3.5	(西)4.2	
27	久里浜 小学校	久里浜6-6-1		(東)3.0	(南)3.0	
28	明浜 小学校	久里浜6-7-1		3.0		
29	神明 小学校	神明町407		(A)6.2	(B)6.2	
30	粟田 小学校	ハイランド2-41-1		(第1)4.0	(第2)4.0	
31	野比 小学校	野比1-25-1		4.2		
32	野比東 小学校	野比4-6-1		5.25		
33	北下浦 小学校	長沢1-29-1		(教)3.3	(管)4.0	
34	津久井 小学校	津久井5-2-1		(南)4.2	(北)4.2	(新)3.0
35	長井 小学校	長井5-9-1		(管)6.2	(教)6.2	
36	富士見 小学校	武3-19-1		(第1)6.0	(第2)1.5	
37	武山 小学校	太田和3-1-1		7.75		
38	荻野 小学校	荻野8-1		(A)6.0	(B)6.0	
39	大楠 小学校	芦名1-2-1		6.0		
			1台	68台		
計				69台		

* No.8 諏訪小学校のプール65 tはプールの水位調整用の水槽

給水施設一覧表

No.	学校名	所在	受水槽(t)	高置水槽(有効t) ○数字は架台付き		
1	追浜 中学校	夏島町 12		4.2		
2	鷹取 中学校	湘南鷹取2-30-1		6.2		
3	田浦 中学校	船越町7-66		(管)3.1	(生徒)2.4	
4	坂本 中学校	坂本町1-19		(A棟)3.0	(B棟)3.2	
5	不入斗 中学校	坂本町1-19		(本)2.36	(中)2.36	(新)2.36
6	常葉 中学校	小川町18		6.2		
7	公郷 中学校	公郷町5-81		(A)2.4	(B)4.7	
8	池上 中学校	池上3-5-1		(A)2.25	(B)4.2	
9	衣笠 中学校	平作2-31-1		(A)4.2	(B)4.2	
10	大矢部 中学校	森崎5-14-2		6.0		
11	大津 中学校	大津町5-2-1		9.3		
12	馬堀 中学校	馬堀町4-25		(管)3.375	(A)4.0	(B)3.0
13	浦賀 中学校	浦賀3-26-1		(第2)2.4	(第4)3.2	(新)2.37
14	鴨居 中学校	鴨居3-2-2		(A)2.36	(B)0.6	(C)3.15
15	岩戸 中学校	岩戸5-6-3		6.3		
16	久里浜 中学校	久里浜2-11-1		(第1)4.2	(新)4.2	
17	神明 中学校	神明町903		6.2		
18	野比 中学校	野比4-4-1		(A)3.15	(B)4.2	
19	北下浦 中学校	長沢1-30-17		(A西)3.0	(E)6.2	(A東)3.0
20	長沢 中学校	長沢5-1-1		10.5		
21	長井 中学校	長井5-12-1		3.0		
22	武山 中学校	武3-31-1		(A)6.0	(B)6.0	
23	大楠 中学校	芦名1-2-1		(A)4.5	(B)8.0	
			台	42台		
計				42台		
1	ろう 学校	森崎5-13-1		3.0		
			0台	1台		
計				1台		
1	養護 学校	岩戸5-6-4	6.2(屋内パネル)			
			1台	0台		
計				1台		
小計				44台		
合計				113台		